

1 3 - 2 市長以外の指示権者、根拠規定

(危機管理課)

| 指示権者                    | 根拠法                        |
|-------------------------|----------------------------|
| 警察官                     | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 都道府県知事又はその命を受けた職員       | 地すべり等防止法第25条               |
| 都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 水防法第29条                    |
| 災害派遣時等の部隊等の自衛官          | 自衛隊法第94条                   |

1 3 - 3 津波避難対象地区（自主防災会）

(危機管理課)

(令和2年3月現在)

| 対象地区（自主防災会）   |
|---|
| 白須賀第1、白須賀第2、白須賀第5、郷南、栄町、向島、新弁天、泉町、中町、西町、中田町、上田町、高見、内山、船町、俵町、源太山、柏原、ベイリーフ、港町、ひばりヶ丘、新居弁天、住吉西、住吉東、日ヶ崎、若磯、柚川、高師山、松山、大倉戸 |

※静岡県第4次地震被害想定による。

1 3 - 4 避難対象地区一覧表

(危機管理課)

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中

1 3 - 5 要避難地区一覧表

(危機管理課)

静岡県第4次地震被害想定に基づき改訂中